

第 80 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 26 日（月）
 14 時 00 分から 16 時 00 分まで

- 2 場 所 神戸市教育会館 2 階 203 号室

- 3 出席者 部会長 山下 淳
 委員 片山 朋子
 委員 住友 聡一
 委員 室崎 千重
 委員 森津 秀夫

- 4 審議案件
 条例第 4 条第 2 項の規定に基づく知事の意見の有無等について
 ・（仮称）姫路市文化コンベンションセンター（新築）

- 5 審議の概要 別紙のとおり

議案 1 : (仮称) 姫路市文化コンベンションセンター

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：播磨都市圏の PT 調査の結果について、計画地の姫路市南部の地域については調査されていないようだが、京阪神の PT 調査では、その地域について実施されている。それぞれの調査結果は単独で使用できないということか。サンプル数もそれぞれで違っていると思われる。

事務局：平成 12 年に第 4 回の京阪神都市圏 PT 調査を実施したが、市内で対象外の地域があり、この調査結果のみでは姫路市への人の動きが分からないため、平成 18 年に姫路市が対象外の地域について、独自に補完的な調査を行っている。年次は異なっているが、それらの分析を一体的に行っている。サンプル数が異なっていることについては、ご指摘のとおりである。

委員：駐車場から施設入口へ向かう歩行者用通路は確保されているか。

事務局：付図 3-1 の駐車マスと施設の壁面との間は、歩行者が通れる部分だと事業者から聞いている。

委員：幅員はどのくらい確保されているか。付図 3-1 には、柱のような四角の記載があるが、歩行可能な場所となっているのか。

事務局：幅員は把握していない。四角の記載は避難器具の降下場所を示しており、構造物があるわけではない。

委員：駐車・交通需要の検討の根拠は既存施設の実績とのことであったが、綿密な調査の下、それらの実績を用いた検証がされているとは考えられな

い。今回の検証は、過小な予測となっているおそれがあり、重大な影響を及ぼす懸念がある。このように駐車・交通需要が小さく、ニーズの低い施設を市が整備するとは考えられない。既存類似施設の駐車場は使用頻度が低く、駐車台数が0台となる日がほとんどであるが、確保している駐車台数を超過する日があることも、検証の結果として出ている。計画施設でも、現在の検証方法で駐車場台数を超える需要が特異日に見込まれるが、シャトルバスの利用等の対策は催事主催者の判断によるとされており、非常に無責任である。周辺の駐車場の空き状況等についても確認すべきである。自動車分担率は、シャトルバス等の利用も考慮し、より精度の高い予測を行うべきである。検証で使用している類似施設や既存施設は、施設の催事規模等の類似性が明示されていないため、実績を用いるのにふさわしいのか疑問である。施設の性格を考慮すると、姫路市内のみから来場するという前提の検討方法についても疑問である。出口前は、2車線で車線別に右左折で誘導する計画となっているが、一車線でも処理可能であるということであったので、前面道路への影響の観点から一車線に絞るべきである。歩行者の安全な移動の観点から、駐車場レイアウトも見直すべきだと考える。駐車マスの幅を大きく取っているところは、評価できる。各委員からの質問に対する回答は、事業者が責任をもって回答している内容と考えてよいか。

事務局 : そのとおり。

委員 : 自動車分担率が40%であるから、残りの60%の中で歩行者の多くが使用する駅まで続くデッキを使用する。催事の終了直後など、歩行者の集中が問題とならないか。

事務局 : デッキの幅は広いが、歩行者の集中に対してどれほど耐え得るかの確認

は事業者にはできていない。集中時の危険性も考慮して運営するよう伝える。

委員：駅から続くデッキは、計画施設へ向かう途中、播但線の高架と交差する部分で一度地上に降りて、一部道路等を通り、キャスティ 21 公園のスロープを経由して計画施設の 2 階デッキにつながるようだが、計画施設からはどのように駅側のデッキへアクセスするのか。

事務局：階段とエレベータが設置されている。

委員：そうすると、階段に人が集中する危険性がある。

事務局：催事の際の退場方法について、検討するよう事業者伝える。

委員：歩行者動線の安全性の問題は、過去に死亡事故があった例があることから、特に気をつけてもらいたい。

委員：播但線との交差部から計画施設側へ移動する際は、道路や信号を渡ることになるのか。

事務局：播但線との交差部は、デッキの下の道路を東側に横断した場所に階段又はエレベータでアクセスする。そこから計画施設方面へは、播但線の高架をくぐり、計画施設に隣接する公園の西側の道路を通り、公園にアクセスする。信号や道路の横断はない。

委員：公園から計画施設へは、スロープ状のデッキを登るのか。

事務局：そのとおり。

委員：駐車場の東側の建物との間には、車いす使用者用駐車マスに駐車した際に、車道に出ることなく、車いす使用者がリフトを使って乗降できるだけのスペースが確保されていると考えてよいか。

事務局：確保されていると事業者から報告を受けている。

委員：了解した。もし十分なスペースが確保されていないならば、車いす使用

者が乗車する来場車両が、計画施設の建物入口前で一旦停車し、場内で大きな滞留が起こる懸念がある。

事務局：計画施設の建物出入口前にも、車いす使用者が乗降できるスペースを確保している。

委員：駐車料金は決まっているのか。駐車料金を高くすれば、駐車需要を抑制できると考えられるのだが。

委員：駐車料金を高くすると、隣接地に計画されている病院の駐車場を利用される懸念がある。

事務局：計画施設の利用料金については、姫路市が「姫路市文化コンベンションセンター条例」により、一定時間以降、100円ずつ加算され、上限は1,000円と定めている。

委員：了解した。駅が近いことから、駐車料金を高くすれば、来場車両の増加を抑制できるのではないかと思った。

委員：来場者がどこから計画施設に向かうのかによる。姫路市民を想定していることから、鉄道の利用は多くないと考える。

委員：鉄道利用が可能なエリアは、姫路市の場合は限られていると思う。

事務局：安全上の観点から、二車線の出口を一車線に絞るべきだという指摘を受けたが、公道との接続部を狭める、という理解でよいか。

委員：そのとおり。現在、計画施設の指定管理者を公募しているところだと説明を受けた。催事計画について、指定管理者に条件をつけるということだったが、誓約書等で条件を明確にしているのか。

事務局：ある程度の条件は公募の要綱に記載されているが、細かい運用や催事主催者に対する内容までは、記載されていなかった。事業者と指定管理者、催事主催者との間で調整を行うものと考えている。

委員：公募の際に条件が不確定であるならば、強制力がなく、そのとおりに運用されるか、極めて曖昧な状況だと考える。

事務局：ご指摘のとおり、計画施設の基本計画書の中には不確実な内容がある。交通の検証に用いた係数等について、各 PT 調査の結果等の様々なデータを事務局で確認した上で、この内容で妥当と判断した。万が一、周辺の道路交通への混雑等の影響を及ぼす場合は、行政指導を行う。計画施設の事業者は姫路市、隣接して計画されている病院の事業者は県であることから、相互の問題をしっかりと整理して対応していきたいと考えている。

委員：質問とそれに対する回答の資料にある、「定常的な駐車需要」は何を意味するのか。

事務局：計画施設が通常利用される際に考えられる駐車需要であり、必要駐車台数の考え方の資料で示した特異日を除く最大駐車需要を示している。

委員：影響調査検討書の日付が平成 30 年 9 月となっているが、計画施設を設計するに当たって、いつ頃から定常的な駐車需要等についての検討を開始したのか。どのような経緯や段階を踏んだ検討がされて、現在の必要駐車台数を算出されたのか不明瞭である。

事務局：影響調査検討書の日付は、単純に提出時期を記載したものであり、計画施設についての相談は、少なくとも昨年度から受けていた。

委員：昨年度からの検討では遅い。事業者は自治体であり、計画施設のような公共施設については、もっと早い段階から詳細な検討を重ねた上で結論を導いているはずである。もっと詳細な説明を受けていれば審議会での議論も、その積み重ねを理解した上でのものとなるが、現在の検証方法は、結果に近いところのみの説明となっており、結果ありきの検討がなされていると感じる。この結果によれば最大来場者数は 2,000 人程度で

あるということだが、それは施設の稼働率として適正なのか。指定管理者の見込む数値目標にもそれは反映されるのか。

事務局：駅からのデッキを大々的に整備するという事業方針から考慮すると、姫路駅や他の公共交通を用いた歩行経路を強く意識していると考えられ、その分、自動車の利用者は少なくなると考えられる。

委員：自動車の利用率は、来場者が施設を目指してやって来るのかにもよる。設計当初から、それを踏まえたシミュレーションを行っていると考えているが、それをどのような形で検討してきたのか説明してもらった方が、審議する側として納得ができる。

委員：極端に言えば、駐車場の収容台数は0台であっても、確たる根拠があればよい。しかし、現在の必要駐車台数の算定には、そのような確たる根拠があると思えない。様々な要素を用いた検討となっているため、歩行者中心だという前提と実際に確保している駐車場収容台数の多さに齟齬が出ている。

委員：設計当初から計画を進める中で、専門家の意見を聴いたり、検討を重ねていると思うが、そのような内容を資料に含めてもらいたい。

事務局：詳細には把握していないが、計画施設は、平成26年度に基本計画が策定され、平成27年度に基本計画、その後実施設計が進められている。その過程において、指摘のあった内容については、事業者である姫路市によって、間違いなく検討されているはずである。施設の運営に関しても、決して指定管理者任せにせず管理すると報告を受けている。

委員：この計画を進めた際に、周辺地域に重大な影響を与えることがないのか、不確実な要素が多々あるために判断ができない。交通需要等についての検証結果は過小である懸念もあり、仮に周辺地域に影響を与えるような

ことが起こった場合の対策も、十分に示されていない。

委員：不確実性や周辺への影響について、周辺地域への影響を回避する方策を検討すべきである。

委員：現在の検証では、少なくとも月に一度、駐車台数が不足する日がある結果となっている。

事務局：駐車台数が不足し、前面道路に車両が滞留するような状況にならないよう、運営を徹底し、対策するよう事業者に伝える。

委員：特異日の、定常的な利用を超える部分は、公共交通の利用、周辺駐車場への誘導など運営面の対策を考え、十分に備えておいてもらいたい。これは留意事項で付記すべき内容であり、通常よりも強く事業者に報告を求めたい。

委員：併せて、デッキの動線計画についての安全対策も伝えてもらいたい。計画地内には駐輪場は設けないのか。

事務局：計画地の北西に確保することになっている。

委員：関係課からの意見で、都市政策課から、チェック&アドバイス制度の活用を促すものがあるが、本施設は非常に大きな施設であることから、できるだけ当事者の声を聴く機会を設けるためにも、ぜひ活用してもらいたい。

委員：(各委員に諮った上で) 原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果：条例第6条1条第1項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

なお、7については、その検討結果を報告すること。

- 1 計画施設開業後及び隣接する県立はりま姫路総合医療センター（仮称）開業後において、周辺道路の交通状況を注視し、来場車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 2 実効性のある公共交通機関の利用促進策を実施するとともに、敷地内掲示や看板、広告等によって来退場経路を周知徹底すること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 4 駐車場出口（出口①）からの出庫車両の前面道路の交通への影響を考慮し、同出口の車線数及び幅員について再検討すること。
- 5 駐車場内における歩行者動線の確保等に配慮し、駐車場内のレイアウトを再検討すること。
- 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。
- 7 大規模な催事等に際して駐車場収容台数を超える駐車需要の発生が予想される場合に関し、施設運営計画を含めた具体的な駐車需要の抑制策及び周辺地域への影響の回避策について、計画施設開業までに検討すること。

※ 下線部は追記・修正事項